



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (15) (教育総務課)	1
------	--	---

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第15号

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則 (昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号) に基づき、現業職員 (以下「職員」という。) の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p><u>(この規則の目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年10月鳥取県条例第37号。以下「現業職員の給与条例」という。) に基づき、現業職員 (以下「職員」という。) の給与の額及びその支給方法等について定めることを目的とする。</p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p>

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例によって決定する。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表によるほか、給与条例の適用を受ける者の例によって決定する。

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100
	2	135,100	185,600	223,000
	3	136,200	187,400	224,900
	4	137,300	189,200	226,800
	5	138,400	190,800	228,600
	6	139,500	192,600	230,600
	7	140,600	194,400	232,600
	8	141,700	196,200	234,600
	9	142,800	198,000	236,600
	10	144,100	199,800	238,600
	11	145,400	201,600	240,600
	12	146,700	203,400	242,600
	13	148,000	205,000	244,600
	14	149,500	206,900	246,600
	15	151,000	208,800	248,600
	16	152,500	210,700	250,600
	17	153,800	212,600	252,600
	18	155,300	214,600	254,600
	19	156,800	216,600	256,600
	20	158,300	218,600	258,600
	21	159,700	220,400	260,500
	22	162,300	222,400	262,400
	23	164,900	224,400	264,300
	24	167,500	226,400	266,200
	25	170,200	228,300	268,200
	26	171,900	230,200	270,100
	27	173,600	232,100	272,000
	28	175,300	234,000	273,900

	29	176,800	235,700	275,800
	30	178,600	237,300	277,700
	31	180,400	238,900	279,600
	32	182,200	240,500	281,500
	33	183,800	242,100	283,200
	34	185,300	243,700	285,100
	35	186,800	245,300	287,000
	36	188,300	246,900	288,900
	37	189,600	248,400	290,600
	38	190,900	250,000	292,400
	39	192,200	251,600	294,200
	40	193,500	253,200	296,000
	41	194,900	254,600	297,900
	42	196,200	256,000	299,600
	43	197,500	257,400	301,300
	44	198,800	258,800	303,000
	45	200,000	260,100	304,700
	46	201,300	261,500	306,400
	47	202,600	262,900	308,100
	48	203,900	264,300	309,800
	49	205,100	265,600	311,300
	50	206,300	266,900	312,900
	51	207,500	268,200	314,500
	52	208,700	269,500	316,100
	53	210,000	270,600	317,800
	54	211,100	271,900	319,400
	55	212,200	273,200	321,000
	56	213,300	274,500	322,600
	57	214,400	275,700	324,100
	58	215,500	276,800	325,300
	59	216,600	277,900	326,500
	60	217,700	279,000	327,700
	61	218,800	280,200	328,800
再任用職員	62	219,900	281,200	329,800
以外の職員	63	221,000	282,200	330,800
	64	222,100	283,200	331,800
	65	223,000	284,200	332,700
	66	224,100	285,100	333,500
	67	225,200	286,000	334,300
	68	226,300	286,900	335,100
	69	227,300	287,900	336,000
	70	228,100	288,700	336,700
	71	228,900	289,500	337,400

72	229,700	290,300	338,100
73	230,500	291,100	338,600
74	231,200	291,600	339,200
75	231,900	292,100	339,800
76	232,600	292,600	340,400
77	233,400	293,000	340,800
78	234,200	293,400	341,300
79	235,000	293,800	341,800
80	235,800	294,200	342,300
81	236,500	294,500	342,800
82	237,200	294,900	343,300
83	237,900	295,300	343,800
84	238,600	295,700	344,300
85	239,400	296,000	344,800
86	240,100	296,400	345,300
87	240,800	296,800	345,800
88	241,500	297,200	346,300
89	242,300	297,500	346,700
90	242,800	297,900	347,200
91	243,300	298,300	347,700
92	243,800	298,700	348,200
93	244,100	298,900	348,500
94		299,300	349,000
95		299,700	349,500
96		300,100	350,000
97		300,300	350,300
98		300,700	350,800
99		301,100	351,300
100		301,500	351,800
101		301,700	352,100
102		302,100	352,500
103		302,500	352,900
104		302,900	353,300
105		303,100	353,800
106		303,500	354,200
107		303,900	354,600
108		304,300	355,000
109		304,500	355,500
110		304,900	355,900
111		305,300	356,300
112		305,700	356,700
113		305,900	357,200
114		306,300	357,600

	115		306,700	358,000
	116		307,100	358,400
	117		307,300	358,900
	118		307,600	
	119		307,900	
	120		308,200	
	121		308,600	
	122		308,900	
	123		309,200	
	124		309,500	
	125		309,900	
再任用職員		186,800	214,600	

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第2条、第3条関係)

級 別 職 務 分 類 表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、ボイラ技士、現業主事又は学校技能主事の職務
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、ボイラ技士、現業主事又は学校技能主事の職務
3 級	学校技能班長又は学校技能副班長の職務

別表第3 (第3条関係)

初 任 給 基 準 表

学 歴 免 許	初 任 給
高 校 卒	1 級 5 号 給

(現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与の特例に関する規則(平成17年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(給料月額の特例)	(給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の4（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の3）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 現業給与規則第7条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(期末手当等の特例)

第3条 略

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の5（その職務の級が1級である職員及び職務の級が2級である職員のうちその号給が5号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5（特定職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

(期末手当等の特例)

第4条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 職員の平成18年4月1日(以下「施行日」という。)における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じて附則別表第1の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給等の切替え)

3 職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(教育委員会が定める職員にあっては、教育委員会が定める期間)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 施行日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、新級における最高の号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして教育委員会が定める職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が旧給料月額(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文に規定する職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額)に達しないこととなる職員(教育委員会が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

9 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～7 略	1～7 略
8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、 <u>退職手当に係る部分を除き、額の算出の基礎とする給料月額</u> は、前項の規定による給料月額とする。	8 前項の規定の適用を受ける職員に対する新給与規則第4条及び第6条の規定の適用については、 <u>額の算出の基礎とする給料月額</u> は、前項の規定による給料月額とする。
9 略	9 略

附則別表第1(附則第2項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	

3 級

2 級

附則別表第2 (附則第3項関係)

旧号級	旧 級		1 級	2 級	3 級
	経過期間				
1	3月未満				1
	3月以上6月未満				2
	6月以上9月未満				3
	9月以上12月未満				4
	12月以上				5
2	3月未満		1	25	5
	3月以上6月未満		2	26	6
	6月以上9月未満		3	27	7
	9月以上12月未満		4	28	8
	12月以上		5	29	9
3	3月未満		5	29	9
	3月以上6月未満		6	30	10
	6月以上9月未満		7	31	11
	9月以上12月未満		8	32	12
	12月以上		9	33	13
4	3月未満		9	33	13
	3月以上6月未満		10	34	14
	6月以上9月未満		11	35	15
	9月以上12月未満		12	36	16
	12月以上		13	37	17
5	3月未満		13	37	17
	3月以上6月未満		14	38	18
	6月以上9月未満		15	39	19
	9月以上12月未満		16	40	20
	12月以上		17	41	21
6	3月未満		17	41	21
	3月以上6月未満		18	42	22
	6月以上9月未満		19	43	23
	9月以上12月未満		20	44	24
	12月以上		21	45	25
7	3月未満		21	45	25
	3月以上6月未満		22	46	26
	6月以上9月未満		23	47	27
	9月以上12月未満		24	48	28
	12月以上		25	49	29
	3月未満		25	49	29
	3月以上6月未満		26	50	30

8	6月以上9月未満	27	51	31
	9月以上12月未満	28	52	32
	12月以上	29	53	33
9	3月未満	29	53	33
	3月以上6月未満	29	54	34
	6月以上9月未満	30	55	35
	9月以上12月未満	30	56	36
	12月以上	31	57	37
10	3月未満	31	57	37
	3月以上6月未満	31	58	38
	6月以上9月未満	32	59	39
	9月以上12月未満	32	60	40
	12月以上	33	61	41
11	3月未満	33	61	41
	3月以上6月未満	33	62	42
	6月以上9月未満	33	63	43
	9月以上12月未満	34	64	44
	12月以上	34	65	45
12	3月未満	34	65	45
	3月以上6月未満	34	66	46
	6月以上9月未満	35	67	47
	9月以上12月未満	35	68	48
	12月以上	35	69	49
13	3月未満	35	69	49
	3月以上6月未満	36	70	50
	6月以上9月未満	36	71	51
	9月以上12月未満	36	72	52
	12月以上	37	73	53
14	3月未満	37	73	53
	3月以上6月未満	37	74	54
	6月以上9月未満	37	75	55
	9月以上12月未満	37	76	56
	12月以上	38	77	57
15	3月未満	38	77	57
	3月以上6月未満	38	78	58
	6月以上9月未満	38	79	59
	9月以上12月未満	38	80	60
	12月以上	39	81	61
16	3月未満	39	81	61
	3月以上6月未満	39	82	62
	6月以上9月未満	39	83	63
	9月以上12月未満	39	84	64
	12月以上	40	85	65

17	3月未満		85	65
	3月以上6月未満		86	66
	6月以上9月未満		87	67
	9月以上12月未満		88	68
	12月以上		89	69
18	3月未満		89	69
	3月以上6月未満		90	70
	6月以上9月未満		91	71
	9月以上12月未満		92	72
	12月以上		93	73
19	3月未満		93	73
	3月以上6月未満		93	74
	6月以上9月未満		93	75
	9月以上12月未満		93	76
	12月以上		93	77
20	3月未満			77
	3月以上6月未満			78
	6月以上9月未満			79
	9月以上12月未満			80
	12月以上			81
21	3月未満			81
	3月以上6月未満			82
	6月以上9月未満			83
	9月以上12月未満			84
	12月以上			85
22	3月未満			85
	3月以上6月未満			86
	6月以上9月未満			87
	9月以上12月未満			88
	12月以上			89
23	3月未満			89
	3月以上6月未満			90
	6月以上9月未満			91
	9月以上12月未満			92
	12月以上			93
24	3月未満			93
	3月以上6月未満			94
	6月以上9月未満			95
	9月以上12月未満			96
	12月以上			97
25	3月未満			97
	3月以上6月未満			98
	6月以上9月未満			99

	9月以上12月未満			100
	12月以上			101
26	3月未満			101
	3月以上6月未満			102
	6月以上9月未満			103
	9月以上12月未満			104
	12月以上			105
27	3月未満			105
	3月以上6月未満			106
	6月以上9月未満			107
	9月以上12月未満			108
	12月以上			109
28	3月未満			109
	3月以上6月未満			110
	6月以上9月未満			111
	9月以上12月未満			112
	12月以上			113
29	3月未満			113
	3月以上6月未満			114
	6月以上9月未満			115
	9月以上12月未満			116
	12月以上			117
30	3月未満			117
	3月以上6月未満			118
	6月以上9月未満			119
	9月以上12月未満			120
	12月以上			121
31	3月未満			121
	3月以上6月未満			122
	6月以上9月未満			123
	9月以上12月未満			124
	12月以上			125
32	3月未満			125
	3月以上6月未満			125
	6月以上9月未満			125
	9月以上12月未満			125
	12月以上			125

